審　査　基　準

令和５年５月１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第 59 条第２項
処 分 の 概 要：牽引の許可
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第 59 条第３項（自動車の牽引制限） 道路交通法施行規則第８条の５（牽引の許可証の様式等）
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：10 日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：申請書は、車両の出発地を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通規制課企画管理係（電話 025-285-0110 内線 5174）
備　　考：

別紙(道路交通法第 59 条第２項)

審査基準：

許可の申請を受理した都道府県公安委員会は、当該申請に係る許可対象行為が道路を指定し又は時間を限ったことにより、以下の条件を満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。

１　車両の構造に関する基準

当該牽引を許可する場合において、当該車両が(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

(1)　当該許可申請に基づく牽引行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。

(2)　(1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。

２　道路及び交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に、幅員が狭く右左折が困難な場所がある場合や、交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。